

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月26日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年12月13日（金）午前10時
- 2 事故発生場所 稲吉東5-7-2地先
- 3 相手方 （住所）土浦市立田町1-20  
（氏名）土浦警察署
- 4 事故の概要 駐車場を出て右折する際、「止まれ」の標識に公用車が接触し標識を倒してしまった。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - （1）損害賠償額 131,100円
  - （2）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。